

湖岸漂着物の現状等について

1 趣旨

県では、平成 4 年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」を制定し、県民、事業者、団体、県、市町が協力して、美観の保持に努めてきた。こうした環境美化の取組もあり、ポイ捨てされたごみの量は減少傾向にある。

しかしながら、近年、大型台風の通過等により、琵琶湖岸に大量の流木や散在性ごみ等の漂着物が発生している。これらについては、管理者または占有者、市町がそれぞれの責務に応じて対応するとともに、ボランティアの方々の積極的な協力もいただいているが、様々な課題もある。こうした湖岸の漂着物の現状と課題等について報告する。

2 漂着物の現状

(1) 漂着物の区分と廃棄物処理法上の性質

① 流木等 [流木、竹、ヨシ、水草等]

→ これらは自然物であり、管理者等が処分する必要があると判断した時点から一般廃棄物となる。

② 散在性ごみ [空き缶、空き瓶、ペットボトルなどの容器包装、廃プラスチック類、たばこの吸い殻、釣り具、紙くず等]

→ 一般廃棄物

(2) 漂着物の構成（重量）比(例)

[平成 26 年 5 月～10 月の実態調査（循環社会推進課実施）から]

流木・竹：58.3%

植物片・水草：40.8%

散在性ごみ：0.9%

3 各主体の責務

(1) 管理者等の責務

廃棄物処理法により、土地の占有者または管理者は、土地の清潔を保つ責務を有する。

占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等、市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

第五条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

第六条の二

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(2) 市町の責務

廃棄物処理法により、市町は、一般廃棄物処理計画に従って、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、処分する責務を有する。

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、（略）を除き、以下同じ。）しなければならない。

4 湖岸等の管理者および占有者

(1) 河川法上の河川管理者

- ア 指定区間については、滋賀県知事
- イ 直轄区間については、国土交通大臣
- ウ 湖岸堤については、独立行政法人水資源機構

(2) 施設管理者

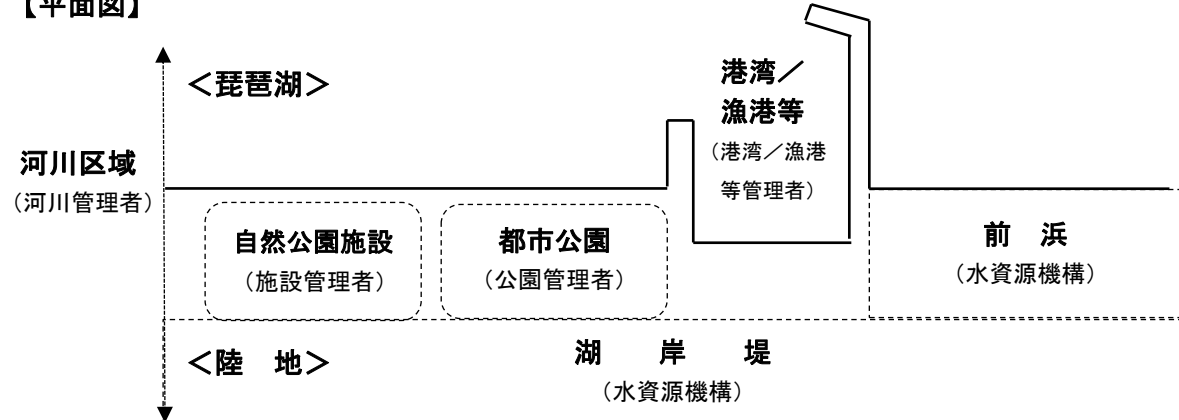
- ア 都市公園管理者（滋賀県）、自然公園施設管理者（滋賀県（直管理または市町委託）
- イ 港湾管理者（滋賀県）、漁港・舟溜管理者（市）

(3) 占有者

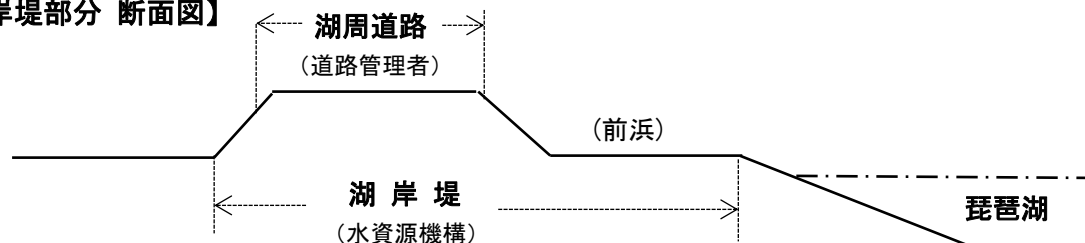
当該土地または施設を自己のために排他的に利用または使用している者

管理区域イメージ図

【平面図】



【湖岸堤部分 断面図】



5 湖岸漂着物の発生量

湖岸漂着物の量を網羅的に集計したデータはなく、通常時と台風発生後について、それぞれ参考となる値を示す。

(1) 通常時

- ・「びわ湖の日」前後に行われる県下一斉清掃活動における回収量
(琵琶湖岸以外のものも含む。)

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
回収量(トン)	1, 0 1 9	8 4 2	7 5 7	9 5 9

(琵琶湖環境部循環社会推進課)

(2) 台風発生後

- ・平成 29 年台風 5 号・21 号による漂着物（流木・水草等）の河川管理者（県）による撤去量 約 2, 9 0 0 トン
(土木交通部流域政策局)

6 湖岸漂着物の処理の対応状況

(1) 漂着物の回収等

① 河川管理者による回収等（土木交通部流域政策局）

- ア 治水上の適正な管理を図るための支障物件の撤去処分

【H30 当初予算】 河川適正利用対策費（支障物件撤去に伴う費用）
10, 217 千円

- イ 台風等により湖岸に大量に漂着した場合の漂着物の除去

【H30 補正予算】 7 月豪雨対応 55, 270 千円

② 都市公園区域における公園管理者としての回収等（土木交通部都市計画課）

- 台風等により公園に大量に漂着した場合の漂着物の除去

【H30 補正予算】 7 月豪雨対応 19, 350 千円

③ 自然公園区域における施設管理者としての回収等（琵琶湖環境部自然環境保全課）

- 台風等により公園施設に大量に漂着した場合、維持管理費の中で除去

【H30 当初予算】 自然公園施設等の維持管理費 41, 650 千円の中で対応

④ ボランティア等による環境美化活動における市等との連携、調整

(琵琶湖環境部循環社会推進課)

<例> 平成 29 年 10～11 月、美しい湖国をつくる会の呼びかけにより、県内 6 団体の協力のもと湖岸漂着物の撤去作業を実施。

⑤ 生活環境への悪影響の軽減等のための水草刈取（琵琶湖環境部琵琶湖政策課）

- ア 水草刈取船による表層刈取りと有効利用（主に琵琶湖内、一部湖岸付近の漂流水草にも対応）

【H30 当初予算】 108, 759 千円

- イ マリーナ等の体験施設が行う水草の刈取り除去への補助（1/2 以内）

【H30 当初予算】 6, 000 千円

- ウ 市町が行う（自治会等への補助を含む）水草除去への補助（1/2 以内）

【H30 当初予算】 自治振興交付金（水草除去緊急対策事業）
556, 500 千円の内数

(2) 発生抑制

① ごみの散乱防止（琵琶湖環境部循環社会推進課）

ア 環境美化監視員による監視パトロール、啓発活動の実施

イ 標語・ポスター図案の募集・表彰を通しての啓発

② 一斉清掃活動や美化活動の実施、支援（琵琶湖環境部循環社会推進課）

ア「環境美化の日」の設定と一斉清掃活動の実施

イ「美しい湖国をつくる会」を通じた支援

「環境美化運動推進事業補助金」、「湖岸クリーンアップ事業補助金」

ウ 淡海エコフォスター制度による支援

県との合意のもと、企業・ボランティア団体等が、河川・道路等の県管理地において環境美化活動を実施

③ 流木の発生抑制（琵琶湖環境部森林保全課）

「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」（平成 29 年度策定）に基づく「流木・流出土砂対策に向けた森林づくり」の推進

7 湖岸漂着物に関する主な経緯

(1) 琵琶湖の市町境界設定に伴う交付税増額分を活用した取組

境界設定に伴い増額となった地方交付税について、平成 20 年度以降、関係 10 市から半額を拠出し、市町共有財源として琵琶湖の総合保全のための事業に活用されてきた。

この財源は、台風などによる流木等の湖岸漂着物への対応にも支出されてきたが、その後の事業内容や拠出額の見直しなどを経て、平成 25 年度以降は漂着物の該当市において交付税増額分を活用するなど個々に対応することとしている。

(2) 琵琶湖岸環境美化活動の手引き（ボランティア活動のための指針）の作成

台風等により湖岸に大量に打ち上げられた漂着物について、管理者や占有者による清潔の保持（回収・収集）、市による一般廃棄物の適正処理・生活環境保全の観点からのそれぞれの取組に対して、ボランティア等が行政と協力・連携して美化活動を行われる場合の、環境部局（循環社会推進課、各環境事務所）を加えた連携・調整の指針として平成 26 年度に作成。

8 湖岸漂着物への対応についての課題、難しさ

(1) 各種関係法令上のそれぞれの責任・責務があり、関係者が多数に及ぶこと。

(2) 河川管理者が最下流部においてすべてを回収・処分することには限界があり、関係機関、市町、住民等と連携して対処することが必要である。

(3) 漂着物の発生地が不明で、発生地と漂着地とが必ずしも一致しないことから、漂着先の市の処理への負担感が大きい。（風向き等により漂着する地域が偏っている。）

(4) 大量に漂着した場合、市における焼却処理費用等の負担や施設の処理能力等の制約がある。

9 今後の対応

こうした課題や困難さを踏まえ、関係部局や市町が緊密に連携して、県民の皆さんなどの幅広い協力を得ながら、回収等と発生抑制の両面から取り組んでいきたい。